

第10次伊勢原市交通安全計画の概要

計画策定の目的

本計画は、人命尊重の理念の下、交通安全対策基本法に基づき、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定します。

計画の基本的な考え方

交通安全の施策を講ずるに当たっては、人命尊重の理念に基づき、高齢者、障害者、子ども等の交通弱者に配慮し、思いやる「人優先」の交通安全思想を基本とします。

- 1 人間に関わる安全対策については、市民の交通安全意識の普及徹底を図るため、生涯にわたる交通安全に関する教育の充実と広報啓発活動を推進します。また、自動車や自転車の安全で秩序正しい運転を確保するため、運転知識やマナーの醸成を図ります。
- 2 交通環境に関わる安全対策については、歩車道分離の促進など交通安全施設の整備や道路の新設・改良に伴う安全面への配慮など、円滑かつ快適な交通環境の実現を目指します。
- 3 これらの適切な交通安全対策を策定するに当たっては、市民の十分な理解と協力が得られるように配慮するとともに、より効果的な施策の推進のため、関係機関や市民の自主的な交通安全活動を支援します。

計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

計画の目標

- ①年間の24時間交通事故死者数を0にすることを目指します。
- ②年間の交通事故発生件数を350件以下にすることを目指します。

交通安全の施策

1 道路交通環境の整備

県公安委員会や道路管理者、警察署、市交通安全対策担当の連携により、道路交通環境を整備するとともに、「人優先」の道路交通環境の整備を図ります。

[施策項目]

- ・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・交通安全施設等の整備事業の推進
- ・歩行者空間のバリアフリー化
- ・無電柱化の推進
- ・効果的な交通規制の推進
- ・自転車利用環境の総合的整備
- ・災害に備えた道路交通環境の整備
- ・総合的な駐車対策の推進
- ・交通安全に寄与する道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底

家庭や学校、職場、地域などで心身の発達段階に応じ、段階的かつ体系的な交通安全教育が効果的に行われるよう、幼児から高齢者までの年齢段階に応じた交通安全教育を推進します。

[施策項目]

- ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・効果的な交通安全教育の推進
- ・交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ・交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- ・市民の参加・協働の推進

3 安全運転と自転車の安全性の確保

あらゆる機会を通じて運転者教育の充実に努めるとともに、関係機関や団体と連携して企業や事業所等の自主的な安全管理対策を推進します。また、自転車利用者に対しては、自転車の点検整備の必要性や正しい利用方法の普及啓発に努めるとともに、TSマークの普及に努めます。

[施策項目]

- ・安全運転の確保
- ・自転車の安全性の確保

4 道路交通秩序の維持

交通事故を防止するため、交通指導取締りの強化を関係機関に要請します。また、市民総ぐるみで暴走族を追放する気運を高め、暴走行為をさせない環境づくりを推進します。

[施策項目]

- ・交通の指導取締りの強化等
- ・暴走族対策の推進

5 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図って被害を最小限にとどめるため、救助・救急体制と救急医療体制の支援などの整備を図ります。

[施策項目]

- ・救助・救急体制の整備
- ・救急医療体制の整備

6 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等に対し、相談を受ける機会を紹介するとともに、市が実施する無料法律相談によって交通事故相談の機会を提供します。

[施策項目]

- ・交通事故相談活動の推進